

騒音トラブル記録No. 4

スポーツセンター騒音訴訟

(平成19年提訴、平成24年判決)

1. 事案の特徴・概要

▲特徴▼

- ①日系系ブラジル人と近隣住民の騒音トラブル事例。
- ②屋内スポーツセンターからの騒音が受忍限度を超えていたかどうかが争われた事例。

▲概要▼

- 原告はスポーツセンターに隣接して居住する住民6名であり、被告は、スポーツセンターを管理運営する会社の経営者である。被告は、ブラジルに移住した日本人を

両親に持ち、20代後半までブラジルで育った。その後、妻と二人で日本に移住し、幾つかの土地で暮らした後、現在の居住地に移り住んだ。

被告は、主にブラジル人やアルゼンチン人などの在日外国人を企業に派遣する人材派遣会社を興し、その後、これらの子弟を対象とした学校法人を設立した。訴訟対象となつたスポーツセンターは、この学校法人の関連施設として体育の授業などに利用されている他、フットサル競技の運動施設として有料の貸し出しも行われていた。

原告らは、このスポーツセンターの近隣に住む住民6名であり、この施設から発生する騒音により精神的苦痛を受けたとして、損害賠償の慰謝料の支払を求めるとともに、騒音の差し止め、および一定の時間帯の使用差し止めを求めた事案である。裁判の主な争点は、騒音が受忍限度内のものであるかどうか、施設に公益性があるかどうか、当該問題に適切に対応してきたかどうかなどである。

裁判の結果は、騒音の大きさに関しては環境基準をわずかに超える程度であり、これによって直ちに受忍限度を超えるものではないこと、公益性については、学校法人

の運動場として利用され、また、ブラジル人たちの運動施設としても利用されており、単なる営利事業ではなく一定の社会的価値があると認められること、原告らの対策要求に対しても、ネットを設けるなどの一定の対応を被告が行つていると評価できることなど、いずれの点に関しても被告側の主張が認められ、原告の訴えは却下され全面的敗訴という結果となつた。

2. トラブル発生から訴訟、判決までの詳細経緯

被告の略歴

被告はブラジルで生まれ育った日系ブラジル人である。日本からブラジルへ移住した両親から生まれ、ブラジルの大学を卒業した後、3年間体育の教師をした。その間に同僚の教師だった妻と結婚し、その後、平成元年に2人で日本へ移住した。

最初は、岐阜に住んだが、そこでは仕事も見つからず困窮した状況であった。そんな折、友人から誘われて現住所の隣町へ移り住んだ。その2年後、日系ブラジル人達を企業に人材派遣する会社を設立し、その3年後の平成10年には会社の新社屋を建設するまでになり、自宅も現在地に移し居住するに至った。平成14年には会社を株式会社とし、代表取締役となつた。資本金3000万円、従業員數十名の小企業ではあるが、従業員の殆どが日系ブラジル人であり、その人たちの雇用の受け皿として貴重な地元企業となり、一時期は地元のロータリークラブの会長も勤めた。

その後、日系ブラジル人達が安心して働くことが出来るためには、彼らの子どもたち

の教育の場が必要であると考え、私設保育園を開設した。ここでは、日本語の語学教育や日本の生活習慣の教育等に力を注ぎ、日本社会に溶け込めないでいる子どもたちを、日本とブラジルの架け橋となるような人材に育成することを目標に、幼児教育に力を注いだ。保育園はその後、幼稚から高校生までを対象とする各種学校として学校法人の設置申請が行われ、平成21年に認可された。学校には、近郊からも日系ブラジル人たちの子どもが集まり、多い時には200名近くの生徒が在籍した。今回、騒音訴訟の対象となつたスポーツセンターは、この学校の体育の授業などにも利用されているものである。

スポーツセンターの概要

現地の見取り図を図4-1に示した。スポーツセンターを挟んで、西側に原告宅6軒、東側に被告の自宅が建つていて。原告らの内1名は、現在の自宅住所に平成4年から居住し、その他の原告らも平成12年に現在地に居住している。被告も平成7年に現在地に自宅を建て、この地に住み始めた。以前、被告と原告の住居の間は空き地であり、被告は、ここを借りて畑を作つて

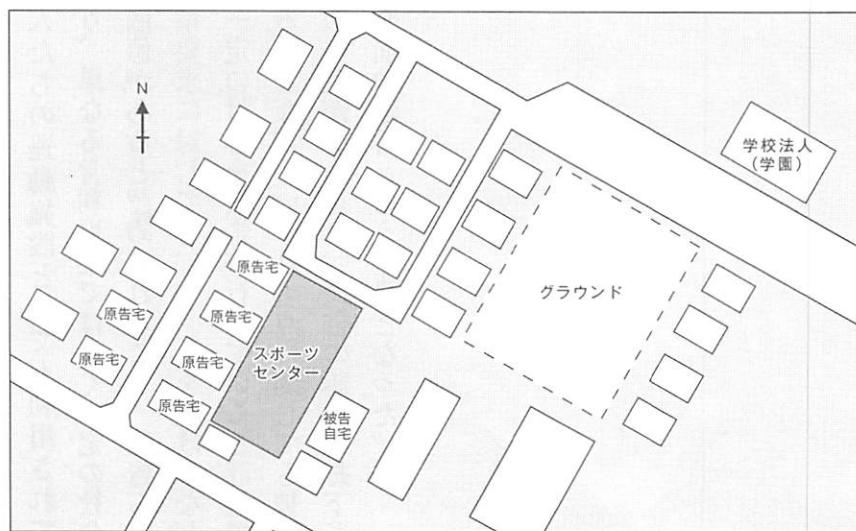


図4-1 付近見取り図

いたが、この土地が競売にかかつたのを機にこれを購入し、平成16年4月に運動施設を建設した。建物は鉄骨2階建て、床面積903m²、高さ9.4mであるが、当初は、柱と屋根があるのみで、壁部分には防護ネットを張り巡らせただけのものであつた。敷地境界には塀が作られ、この建物は

敷地西側の塀いっぽいに寄せて建てられた。その塀と原告らの住宅との距離は58cm、住宅と建物の間隔も僅か114cmという接近した距離であった。その後、床はフットサル用のコート床に仕上げられ、ナイター設備や100名ほどの2階観覧席も設けられて、本格的なスポーツセンターとなつた。建設時に近隣住民に対する説明会などは行われず、何の工事をするのかを住民に問われた被告は、「ちょっと子ども達の運動場をつくる」と答えたという。この場所の用途地域は第1種住居地域であり、建蔽率は60%である。建物は敷地一杯に建てられており、本来は建蔽率の制限を大きく超えてしまうが、当敷地の場合は隣地が原告の自宅敷地であるため、これを参入して建蔽率59.5%の建物とした。これは建築基準法上認められているが、近隣住民は敷地を広く見せた違法建築であると憤つた。また、当初の説明では、用途は保育園の運動場とさせていたが、実際は大会も開催可能な大人のフットサル場であり、これは虚偽の計画説明であるとして反発した。

騒音の発生

建物が完成して平成16年4月から運用が開始されると、近郊からもフットサル好きなブラジル人たちが多く集まり、時には大きな大会が開かれるまでになつた。年中無休で、営業時間は平日午後0時から午後10時、土日および祝祭日は午前8時から午後10時までであつた。

スポーツセンターがフットサル場として使用した時には、ホイッスル、叫び声、ボルが壁などに当たる音などの衝撃的、突発的な音が発生し、マイクのアナウンスの音や、多い時には40台近い車の駐車があり、それらの騒音も加わることになつた。原告らが苦情を言うと、同年6月頃に、被告は

を申し入れた。

スポーツセンターの壁に透明な塩ビの波板を張つたが（工事費550万円）、このようない簡易な構造にしたのは昼間の照明代を節約するためでもあった。その他、防護ネットの設置に150万円、柱などにクッション用のスポンジ取り付ける費用に70万円、注意看板に12万円の計782万円の対策を行つた。

しかし、原告側はこれに満足せず、自治会や役場、警察、県会議員、マスコミなどへ苦情や陳情を行い、更には住民200名の署名を集めて自治会長に施設の移転撤去

を求める嘆願書を提出した。

原告らによれば、測定した騒音の大きさは、うるさい時には1時間毎の等価騒音レベルで63dBを超えるレベルであつた。

第1種住居地域の環境基準値は、昼間（午前6時から午後10時）55dBであり、

また、当施設は騒音規制法の特定施設に該当するものではないものの、これに関する規制値は県条例で昼間（午前8時から午後7時）55dB、夕方（午後7時から午後10時）50dBとなつていてことから、

スポーツセンターからの騒音はこれを大きく超えるとして、原告らは被告に騒音苦情を申し入れた。

これに対し、被告らが行つた騒音測定結果では、16時間平均の等価騒音レベルで57～58dBであり、午後8時から午後10時では52～54dBであり、環境基準値を僅かに上回るだけであり、住宅の室内ではそんなに大きな音にはならないと主張した。何より、このスポーツセンターが学園の運動場として教育に利用され、フットサル場としては、貧しい日系ブラジル人に貴重なリクレーションの場を提供している施設であるとして、その存在価値を強く主張して譲らなかつた。

表4-1 本事案の時間的経過

年 月		被告・スポーツセンター側	原告・住民側	測定等、備考
昭和42年	10月	被告ブラジルで生れる		両親は日本人
		大学卒業後、3年間教師を務める		
平成元年		妻と共に日本へ移住。岐阜に居住		
平成4年			原告a、現在地に入居	
平成5年		現住所の隣市に転入		
平成7年	2月	人材派遣業を始める		
平成10年	7月	新社屋建設。現在地に居住開始		
平成12年	2月		原告b、原告cが現在地に入居	
平成14年	10月	派遣業を株式会社化		
-	-	保育園を開設		
平成15年	12月	柱、屋根に防護ネットを張っただけの運動施設建設		
平成16年	4月	スポーツセンターとして開設		営業時間：平日12-22時、土日・祝祭日8-22時
	6月	壁に塩ビの波板などを貼る対策を実施		
	-		警察や町長、マスコミなど通じ改善要求	
平成17年	12月		自治会長に200名の署名提出。移転撤去を要請	
平成18年	8月		騒音測定実施	Leq(16時間)で57~58dB
	11月		簡易裁判所に調停申立て	
平成19年	5月	調停不調		
	8月		騒音測定実施	Leq(16時間)で57~58dB
		原告らが地方裁判所に提訴		
	12月		室内騒音測定実施(測定場所等不明)	室内38-40dB、45-47dB
平成21年	6月	学校法人設立		
平成22年	1月		施設利用時のビデオ撮影	
平成23年	11月		請求拡張し、50~100万増額	
平成24年	2月	被告側全面勝訴		

その後の話し合いで、住民らの防音対策の要求に対し、1億3千万円の見積書を示し、費用が高くてとても対応できないと主張した。平成18年11月には簡易裁判所に調停の申立が行われ、被告側から、休業を週1日設けること、営業時間は午前9時から午後10時までとすること、フットサル大会などの大きなイベントは年1回に限定すること、マイクや拡声器の使用停止、ポルトガル語と日本語の注意看板を設置することを提案したが、当然のことながら原告側はこのような提案では満足せず、結局、調停は不調に終わった。

訴訟の提起

これを受けて翌年8月、原告らは、地方裁判所に損害賠償と防音対策、日曜の休業と営業時間の短縮を求めて提訴した。原告らはもともと施設の撤去移転を求めていたが、弁護士と相談して撤去までは無理と判断して、損害賠償と防音対策、日曜休業という現実的な請求にしたものと考えられる。

原告らの主張は、スポーツセンターからの騒音が環境基準の値をオーバーしており受忍限度を超えていること、もともと住宅との距離を考慮せず、敷地一杯に建物を建てるなど配慮に欠けること、スポーツセンターは有料で貸し出しており、営利目的であり公共性はないこと、これまでの対応や調停においても誠意ある対応を取つてこなかったなどである。その結果、美容室を経営している原告らの1人は、1日中耳鳴りがし、気分の落ち込みなどの不安障害も発症して精神科への通院を余儀なくされ、美容室の客も騒音を嫌つて厭な顔をするので営業の妨害になつており、そのため防音工事が必要になつたとして、賠償額100万円と工事代13万円を請求した。他の原告達も、日曜祝日も休みなく営業し、時間も午後10時まで営業しているため騒音で夜もくつろげないとして100万や50万の損害賠償を請求した。また、原告の1人は準備書面の中で、何度も被告に抗議したが全く聞く耳を持たず、一度は「あんたとは話したくはない。帰れ」と怒鳴られたことが、弁護士と相談して撤去までは無理と判断して、損害賠償と防音対策、日曜休業という現実的な請求にしたものと考えられる。

原告らは、スポーツセンターの中でも、調停においても誠意ある対応を取つてこなかったなどである。その結果、美容室を経営している原告らの1人は、1日中耳鳴りがし、気分の落ち込みなどの不安障害も発症して精神科への通院を余儀なくされ、美容室の客も騒音を嫌つて厭な顔をするので営業の妨害になつたとして、賠償額100万円と工事代13万円を請求した。他の原告達も、日曜祝日も休みなく営業し、時間も午後10時まで営業しているため騒音で夜もくつろげないとして100万や50万の損害賠償を請求した。また、原告の1人は準備書面の中で、何度も被告に抗議したが全く聞く耳を持たず、一度は「あんたとは話したくはない。帰れ」と怒鳴られたことがあること、ある時は、ブラジルのお祭りがあまりにうるさく自宅へ苦情を言いに行つたところ、全く取り合おうとせず「帰らないと警察を呼ぶ」と言われたと述べ、被告の誠意のない対応を指摘した。その反面、被告は周辺住民からいじめられている態度を取り続けていると非難した。

被告の反論

これらに対する被告は、準備書面の中でなぜスポーツセンターが必要かを力説し、以下のように反論した。日系ブラジル人の保育園へ入園が出来ず困窮している。そんな子ども達は、言葉や慣習の違ひのため日本人材に育てるため、必死で保育園の維持を図つており、スポーツセンターはその体育館として必要である。「重荷を背負つた口バはワラ一本でつぶれる」というが、自分は今まさにワラ一本の状況であり、そんな中で日系ブラジル人のために頑張っている、というものである。証拠資料では、保育所のかわいい子ども達がスポーツセンターで体育の授業を行つて写真を多く示し、施設の必要性を強くアピールした。また、原告らの苦情に対しても、工事費1400万円の一部を負担してもらって防音シート張りする対策を提案したが、原告らがこれを拒否したこと、大きな大会の開催はすでに中止していることなど、誠意ある対応をしてきたこと、騒音についても、窓を閉めればフットサルの音は殆ど聞こえな

い程度であり、道路騒音と較べると遙かに小さな音であることなどを主張した。

その上で、原告らにはやはり、日系ブラジル人に対する差別感があると考えざるを得ないと述べ、実際にも、バーベキューやお祭りの時に、やくざもんみたいな人が来て、すぐにやめろと脅かされたこともあると述べた。もはや人種とか国とかで色分けする時代は終わりつつあることを原告らも認識して、全ての国の人を快く受け入れて共存することが重要であり、私達ブラジル人達も受け入れて欲しいと主張した。

原告側全面敗訴の判決

4年に亘る審議の結果、平成24年に判決が言い渡された。結果は原告側の全面的敗訴であった。判決文の内容は、騒音の大きさに関しては環境基準をわずかに超える程度であり、これによって直ちに受忍限度を超えるものではないこと、公益性については、学校法人の運動場として利用され、ブラジル人たちの運動施設としても利用され、単なる営利事業ではなく一定の社会的価値があること、原告らの対策要求に対しても、ネットを設けるなどの一定の対応を被告が行っていると評価できることなど、

いずれの点に関しても被告側の主張がほぼ全面的に認められた。訴訟戦術的には、被告がブラジル人の地位向上や日本人社会との融和のために努力しており、施設は彼らやその子ども達の運動施設として社会的価値があることを重点的に主張したことが勝訴に繋がったものと思われる。これに対し原告らは、途中で請求を拡張して賠償額を倍増するなど、被告を攻撃することに終始したことが、結果を分ける大きな要素になつたと考えられる。

3. 判決文

主文

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 請求

一 被告は、原告乙山花子に対し二二三万一〇〇〇円、原告戊田春夫ことボウタ・ハルオに対し二〇〇万円、原告甲野太郎、原告乙山松夫、原告丙川竹夫ことヘイカワ・A・タケオ及び原告丁原梅夫に対し各一〇〇万円並びにこれらに対する平成二三年一二月一二日から各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 被告は、別紙物件目録記載の建物から発生する音量が五五デシベルを超えないよう防音措置をせよ。

三 被告は、以下の時間帯において、第三者をして別紙物件目録記載の建物を運動場としての利用に供させてはならない。

(1) 日曜日以外の日 午後八時から午前一〇時までの間
(2) 日曜日 終日

第二 事案の概要

本件は、被告が管理運営するスポーツセンターである別紙物件目録記載の建物（以下「本件施設」という。）から発生する騒音（以下「本件騒音」という。）により精神的苦痛を受けたなどとして、本件施設の近隣に居住する原告らが、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料等の支払を求めるとともに、人格権に基づき、本件騒音の差止め及び一定の時間帯における本件施設の使用差止めを求めた事案である。

なお、原告らは、平成二三年一一月七日の本件第一七回弁論準備手続期日において、請求を拡張した（慰謝料額の増額。以下「本件請求拡張」という。）。

一 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実。なお、証拠等によって認定した事実については、末尾に証拠等を掲記する。）

(1) 当事者等

ア 被告は、人材派遣業等を営む株式会社丙山の代表取締役であり、被告が所有する『住所略』の土地（以下「本件土地」という。）上において、本件施設を管理運営

している日系ブラジル人である。

イ 原告らは、本件施設の近隣に居住する住民である。

(2) 原告らの自宅と本件施設との位置関係等

ア 原告乙山松夫（以下「原告松夫」という。）及び原告乙山花子（以下「原告花子」という。）は、本件施設の東側に隣接する敷地上の自宅に居住し、原告花子は、同敷地内で〇〇を経営している。また、原告甲野太郎（以下「原告甲野」という。）、原告丁原梅夫（以下「原告丁原」という。）、原告田夏夫（以下「甲田」という。）及び被告は、本件施設の西側に隣接する敷地上的自宅に居住しており、原告戊田春夫ことボウタ・ハルオ（以下「原告戊田」という。）及び原告丙川竹夫ことヘイカワ・A・タケオ（以下「原告丙川」という。）は、原告丁原及び甲田の各自宅の西側の道路をはさんだ敷地上の自宅に居住している。原告甲野の自宅の壁面と本件施設の壁面との間の距離は約四七・五センチメートル、原告松夫及び原告花子の自宅の壁面と本件施設の壁面との間の距離は約一七・六センチメートルであり、原告らの自宅と本件施設との位置関係は、別紙位置関係図のとおりである。

イ　原告らの自宅及び本件施設の所在地は、都市計画法八条一項一号の規定による第一種住居地域に当たる。

(3) 本件施設の建設経緯及び使用状況等

ア　被告は、平成一五年一二月ころ、本件土地に、柱と屋根のみで周囲に防護ネットを張った施設（以下「本件旧施設」という。）を設けたが、平成一六年三月に原告松夫から本件土地に隣接する同所《番地略》の土地を買い受けた上、同年四月ころ、同施設の周囲に塩化ビニール製の透明な波板状の外壁を設置して本件施設を建てた。

イ　本件施設は、被告の経営する学校（以下「本件学校」という。）の生徒（幼稚園から高等学校までの年齢に相当する子供が含まれる。）の運動施設として使用されておりほか、フットサル場として一般に有料で貸し出されている。平成一八年一〇月当時の本件施設のフットサル場としての営業時間は、平日については午後〇時から午後一〇時まで、土曜日、日曜日及び祝祭日にについては午前八時から午後一〇時までとされていた。

(4) 騒音に関する公法上の規制等

ア　環境基準

環境基本法は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなどを目的とする法律であり、同法一六条一項は、政府は、騒音等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとしている。そして、「騒音に係る環境基準について」（平成一〇年環境庁告示第六四号、改正平成一七年環境省告示第四五号）は、同項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい騒音の基準（以下「環境基準」という。）を定めており、第一種住居地域における環境基準は、昼間（午前六時から午後一〇時まで）においては五五デシベル以下と定められている。なお、騒音の評価手法は、等価騒音レベル（時間とともに変動する騒音（非定常音）を、連續した一定の騒音レベルに換算した値。LA

eq）によるものとされ、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することが原則とされている。

イ　規制基準

(ア)　騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動等に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律であり、同法二二条二項は、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。）を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度（以下「規制基準」という。）を定めている。同法では、都道府県知事が、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音等について規制する地域として指定し、同地域について、環境大臣が定める基準（特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準）の範囲内において、時間及び区域の区分ごとの規

制基準を定めることとされており、県生活環境保全条例及び同施行規則では、第一種住居地域における規制基準を、昼間（午前八時から午後七時まで）については五〇デシベル、夕（午後七時から午後一〇時まで）については五〇デシベルと定めている。なお、騒音の大きさの決定は、騒音計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合はその指示値とし、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は測定値の九〇パーセントレンジ上端値（L A5、L5）とする、とされている。また、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわると認められる場合には、特定工場等を設置している者に対し改善勧告をすることができ、勧告に従わない場合には改善命令を出すことができるとしており、改善命令に従わない者に対する罰則も設けられている。

（イ）本件施設は、騒音規制法上の特定工場等に該当せず、県生活環境保全条例上の指定騒音工場等にも該当しないため、規制基準の適用を受けない。

二 争点

（1）本件騒音が受忍限度内のものである。

るかどうか（争点一）

（2）本件騒音により原告らが受けた損害等（争点二）

三 争点に対する当事者双方の主張
（1）争点一（本件騒音が受忍限度内のものであるかどうか）について

（原告らの主張）

ア 本件騒音の程度、種類・性質等

本件施設が使用されている時間帯における

音の基準値を超えた段階から、受忍限度を超過する騒音になり得るとの推定が働くものと解すべきであり、そうであれば、同条例よりも緩やかな騒音の基準を定める環境基準は、受忍限度との関係においては、単なる目標値と解すべきではなく、環境基準を超過する騒音は受忍限度を超えるものと解すべきである。

本件騒音は、平成一八年八月八日及び平成一九年八月三日の測定時において、一時間ごとの等価騒音レベルで、ほぼ常時、環境基準である五五デシベルを超過しており、騒音が激しい時間帯には六三・二デシベルに達している。また、同測定時において、一時間ごとの九〇パーセントレンジ上端値をみても、ほとんどの時間で規制基準を超過している。東京都では、条例によつて、環境基準よりも厳しい騒音の基準値が定められているところ、人口密集等により他の地域よりも騒音被害が大きいと考えられる東京都において、環境基準よりも厳しい騒音の基準値が定められているのは、本来、住民の環境保持のためにはそのような厳しい基準値によることが望ましいからである。したがって、東京都の条例による騒

音の基準値を超えた段階から、受忍限度を超過する騒音になり得るとの推定が働くものと解すべきであり、そうであれば、同条例よりも緩やかな騒音の基準を定める環境基準は、受忍限度との関係においては、単なる目標値と解すべきではなく、環境基準を超過する騒音は受忍限度を超えるものと解すべきである。

また、本件騒音の種類は、フットサル場として使用されている際には、ボールを蹴る音、ボールが壁等に当たる音、ホイッスルの甲高い音、プレイヤーや観客の叫び声等であり、本件学校の生徒の運動のために使用されている際には、子供の叫び声、スピーカーから流れる音等であるところ、これららの音は、一般的に人が不快に感じると思われる高い音、衝撃的な音、突発的に発生する音に当たる。しかも、被告は、本件施設を、休業日を定めることなく、ほぼ連日、午前八時ころから午後一〇時ころまで断続的かつ不規則に使用させている。

イ 原告らの被害の内容・程度

本件施設と原告らの自宅との距離は非常に近く、原告らは、本件騒音により精神的苦痛を受けている。特に、原告花子は不安障害を発症し、原告戊田は白血球の異常増

加、重度の不眠症を発症している。

ウ 土地利用の先後関係等

本件施設及び原告らの自宅の所在地は第一種住居地域であり、幹線道路から外れた住宅地である。また、原告らはいずれも本件施設の建設前から現住居地に居住しており、本件施設の建設前においては非常に静かな環境下で生活していた。したがって、原告らの静かな環境で居住する権利は保護されるべきである。

エ 本件施設の公益性、公共性

被告は、授業料を受け取つて経営している本件学校の運動施設として本件施設を使用し、本件施設をフットサル場として使用させる際にも使用料を受け取つてているのであり、當利目的で本件施設を運営しているにすぎない。また、道路や飛行場の場合とは異なり、原告らが本件施設から利益を受けることもない。したがつて、本件施設に公益性、公共性は認められない。

オ 本件の経緯及び被告による防音措置等

被告は、本件施設を建設するに当たり、隣接する住宅との距離を考慮せず、防音壁も設置しないなど、騒音についての配慮を行わなかつた。また、被告は、本件施設の

建設後に、原告らとの間で本件騒音について話し合つた際、防音工事の見積りを出したことはあつたものの、結局、費用が高いことなどを理由にこれを実施しなかつた。

（環境基準である五五デシベルを超える騒音の差止め）及び本件施設の使用差止めを求めることができる。

（被告の主張）

ア 本件騒音の程度、種類・性質等
さらに、原告らは、警察署や町長等を通じて被告に対し騒音の改善を促したが、被告は全く改善しようとせず、原告らが本件訴え提起前に申し立てた騒音等の防止及び損害賠償請求調停（以下「本件調停」という。）においても、誠意ある対応をしなかつた。

また、被告が防音対策のために行つた措置のうち、塩化ビニール製外壁については、これを取り付けたことによつて、音が反響するようになり、かえつて騒音が増した。また、防音ネットについても、天井からぶら下げただけであるため、勢いよくぶつかつたボールは、結局は壁にぶつかつてしまふ。そのため、被告が行つた防音対策のための措置は、大きな大会の開催を取りやめたことを除き、効果がなかつた。

ア 本件騒音の程度、種類・性質等
原告らの前記主張は失当である。

また、本件施設から発生する騒音は、平成一八年八月八日、平成一九年八月三日のいずれの測定値においても、等価騒音レベルの一六時間平均値で五七ないし五八デシベルであり、環境基準をわずかに上回るにすぎない。とりわけ、生活に影響があると思われる午後八時から午後一〇時までの時間帯における一時間ごとの等価騒音レベル

カ まとめ

以上によれば、本件騒音は受忍限度を超えているというべきであるから、原告らは、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求並びに人格権に基づく本件騒音の差止め

は、ほんどの時間帯において環境基準を下回っている。しかも、この程度の騒音は、室内であれば防止し得るものであり、現に、

本件施設に隣接する被告及び甲田の自宅では、ほとんど全ての時間帯において、室内での等価騒音レベルは五〇デシベル以下である。さらに、判例上も、行動の自由や営業の自由との調和の観点から、騒音の規制が認められているのは午後一〇時から午前六時までの時間帯であることが多いところ、本件施設は同時間帯には使用されていない。

イ 本件施設の公益性、公共性

本件施設は、我が国において行政から十分な支援を受けられない日系ブラジル人の子供に、十分な教育やレクリエーションを提供するために建てられたものであり、その使用時間の大半は、本件学校の体育の授業や遊技によるものである。また、

フットサル場としての使用についても、日系ブラジル人や日本人に健全な娯楽の場を提供すると同時に、本件学校の運営費を獲得するためのものである。被告は、本件施設を専ら私益のために管理運営しているわけではなく、本件施設は公益性、公共性が高いというべきである。

ウ 本件の経緯及び被告による防音措置等

被告は、本件施設から発生する騒音を低減するために、相当額の費用を負担して、塩化ビニール製外壁の取付け、壁面への防音ネットの取付け、床と壁との間へのスパンジの取付け等を実施した上、大きな大会を取りやめ、使用終了時刻も一〇分繰り上げて午後九時五〇分とした。特に、大きな大会の取りやめは、本件施設の重要な目的の一つを失わせるものであり、本件学校の運営費の獲得が困難となるという点でも大きな痛手であるが、被告は、騒音低減のためにこれを実施した。また、被告は、本件訴訟において、費用の一部を負担した上で二重窓を設置することなど、本件解決のための合理的な提案をしたが、原告らが拒絶したために実現に至らなかつた。

エ まとめ

以上によれば、本件騒音は受忍限度内のものというべきであるから、原告らは、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求並びに人格権に基づく本件騒音の差止め及び本件施設の使用差止めを求ることはできない。

(2) 爭点一（本件騒音により原告らが受けた損害等）について

（原告らの主張）

ア 被告は、故意又は重大な過失によつて、本件施設が建てられてから現在に至るまで、長期間にわたつて、本件施設から受忍限度を超える騒音を発生させ続けたものであり、このような被告の不法行為によつて、原告らは、精神的苦痛等の被害を受けた。

イ 本件騒音により原告らが受けた損害の額

（ア） 原告花子について 二二三万円

○○○円

a 原告花子は、日中は○○で、夜間は自宅で、本件騒音を受け続けた結果、不安障害を発症している。また、原告花子は、本件騒音により、本件施設が完成した平成一六年四月ころから本件請求拡張まで約七年六か月もの間、平穏で快適な生活を奪われ、精神的苦痛を受け続けてきた。このような原告花子の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、二〇〇万円を下らない。

b また、原告花子は、○○の防音のためにガラスやサッシを交換したほか、美容室敷地内に本件施設の利用者が無断駐車することを防ぐためにポールを設置するな

どしており、これらの工事のための費用として一三万一〇〇〇円を支出した。

c したがつて、本件騒音により原告花子が受けた損害は、合計二二三万一〇〇〇円である。

(イ) 原告戊田について 二〇〇万円
原告戊田は、工場で夜勤をしており、昼間に自宅で睡眠をとっているが、本件騒音によるストレスが長期間継続した結果、白血球の異常増加、重度の不眠症を発症している。また、原告戊田は、本件騒音により、本件施設が完成した平成一六年四月ころから本件請求拡張まで約七年六か月もの間、平穏で快適な生活を奪われ、精神的苦痛を受け続けてきた。このような原告戊田の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、二〇〇万円を下らない。

(ウ) 原告甲野、原告松夫、原告丙川及び原告丁原について 各一〇〇万円
原告甲野、原告松夫、原告丙川及び原告丁原は、いずれも本件施設の近隣に居住しております、本件騒音により、本件施設が完成した平成一六年四月ころから本件請求拡張まで約七年六か月もの間、平穏で快適な生活を奪われ、精神的苦痛を受け続けてきた。このような原告甲野、原告松夫、原告丙川

及び原告丁原の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、各一〇〇万円を下らない。

ウ 本件請求拡張について

なお、被告は、本件請求拡張に係る主張は、時機に後れた攻撃防御方法に当たり、信義則にも反するから、却下されるべきである旨主張する。しかしながら、本件請求拡張は、本件騒音による継続的不法行為に基づく損害賠償請求の範囲を、本件訴え提起後（口頭弁論終結時まで）の精神的苦痛まで拡張するものであるところ、本件では、本件訴え提起後の騒音についても、当事者双方の攻撃防御が尽くされている。したがつて、本件請求拡張によつて訴訟の完結を遅延させることはないから、時機に後れた攻撃防御方法には当たらない。また、和解が試みられている際に請求を拡張してはいけない旨の明文規定も先例もないから、

本件請求拡張が信義則に反するともいえない。

エ よつて、原告らは、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、原告花子について二二三万一〇〇〇円、原告戊田について二〇〇万円、原告甲野、原告松夫、原告丙川及び原告丁原について各一〇〇万円並びにこれらに対する口頭弁論終

結の日である平成二三年一二月一二日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の各支払を求める。

（被告の主張）

ア 原告らの主張に対する認否

a 及びcは否認し、bは否認なし因果関係を争う。イ（イ）、（ウ）は否認なし争う。

イ 本件請求拡張について

本件請求拡張は、既に約四年間にわたる審理が行われ、証人・本人尋問も終了して念のために和解が試みられていた時期になされたものである。したがつて、本件請求拡張に係る主張は、時機に後れた攻撃防御方法に当たり、信義則にも反するから、却下されるべきである。

第三 当裁判所の判断

一 前記前提事実並びに《証拠略》によれば、以下の事実が認められる（なお、証拠等によつて認定した事実については、末尾に証拠等を掲記する。）。

（1） 本件騒音の程度等について

ア 本件騒音の測定結果について

（ア） 株式会社環境総合研究所（以下

「環境総合研究所」という。)が、平成一八年八月八日、同月一〇日、平成一九年八月三日及び同月七日に、原告らの依頼を受け、本件施設と原告甲野の自宅敷地との境界線上の高さ一・五メートルの位置において本件騒音の測定を行った結果は、別紙騒音測定結果一覧表のとおりであり、等価騒音レベルの一六時間平均値は、平成一八年八月八日が五八デシベル、同月一〇日が五七デシベル、平成一九年八月三日が五七デシベル、同月七日が五八デシベルであつた(なお、これらの測定はいずれも、前記第二の一(4)アの「騒音に係る環境基準について」により定められた測定方法に従つて行われたものである。)。

(イ) 社団法人環境検査研究協会(以下「環境検査研究協会」という。)が、平成一九年一二月一四日及び同月一五日に、株式会社丙山の依頼を受けて、被告及び甲田の自宅室内(いずれも一階で、本件施設に面した壁面から一・八メートル離れた地点上の高さ一・二メートルの位置)において本件騒音の測定を行った結果、本件施設使用時における等価騒音レベルは、不在時には三八ないし四〇デシベル、在室時には四五ないし四七デシベルであつた。

(なお、本件騒音の測定については、原告甲野がハンディタイプの騒音測定器で測定した結果をまとめたものとして、『証拠略』も提出されている。しかしながら、同測定は、測定場所及び測定方法等が明確でなく、正確性が担保されているとはいえない。)

イ 騒音に対する評価等について

(ア) 中央環境審議会は、平成八年に諒問を受けた「騒音の評価手法等の在り方について」に対する答申において、「一般地域における騒音影響に関する屋内指針を四五デシベル以下とすることが適当である旨答申している。

(イ) トステム株式会社の二重窓の商品カタログでは、「暮らしを取り巻く様々な騒音レベル」として、「静かな教室・事務所」の騒音レベルは五〇デシベル程度、「デパートの中・普通の会話」の騒音レベルは六〇デシベル程度とされており、「六〇デシベル未満が好ましい騒音レベル」との記載がある。

(ウ) 守田栄著「新版 騒音と騒音防護(第二版)」と題する文献では、「身近にある騒音の例」として、「平均的な事務所内」の騒音レベルは五〇ないし六〇デシベル程

度、「普通の会話」の騒音レベルは六〇ないし六五デシベル程度とされている。

(エ) 県環境検査研究協会が前記アの測定結果をまとめた報告書には、「騒音レベルと身近な音との比較」として、「静かな事務所」の騒音レベルは五〇デシベル程度、「普通会話」の騒音レベルは六〇デシベル程度である旨の記載がある。

(オ) 環境総合研究所は、平成二〇年四月二八日付けの原告代理人あてファックスにおいて、本件騒音について、等価騒音レベル五七ないし五八デシベルに対しても、環境基準が五五デシベルであり、防音シートによつても、二ないし三デシベルの騒音低減効果は得られるかもしれないが、環境基準の指標である等価騒音レベルはいわゆる音の平均値的な数値といえ、平均値を二ないし三デシベル低減したとしても、人間の感覚的にはそれほど効果を実感できないかもしれない旨指摘している。

ウ 二重窓及びペアガラスによる防音効果等について

(ア) 二重窓(二重サッシ)とは、既存の窓の内側に内窓を取り付けるものであつて、遮音効果があるとされている。これに対し、ペアガラス(複層ガラス)とは、

二枚のガラスの間に乾燥した空気の層を封じ込めたガラスであり、通常は防音効果は期待できない。

(イ) 原告甲野の自宅並びに原告松夫及び原告花子の自宅（ただし、一階の寝室の一部のみ）は二重窓を設置しており、原告戊田の自宅、原告丁原の自宅（ただし、一階のみ）、甲田の自宅及び被告の自宅はペアガラスを設置している。

(2) 本件騒音の種類・性質について

ア 本件施設がフットサルのために使用される際に本件施設から発生する騒音としては、プレイヤーや観客の掛け声や歓声、拍手、ホイッスルの音、シューズが床に擦れるキュッという音、ボールを蹴る音、ボールが壁や柱に当たる音などがある。これらの騒音のうち特に音量が大きいのは、突発的、瞬間に発生する、強く蹴ったボールが壁や柱に当たる音、ゴールの時などに聞こえる歓声、拍手である。しかしながら、これららの音は、フットサルが行われている時間帯に常時聞こえるものではなく、原告は代理人がビデオ撮影を行った平成二二年一月二七日にプレイしていたグループは、プレイヤーの掛け声等が比較的大きいが、同年四月一日及び同月一七日にプレイしていたグループは、掛け声等が小さく、ほとんど聞こえない。前記ビデオ撮影の行われた、本件施設に隣接する原告の自宅の屋外においても、通常の会話に支障を及ぼすほどのものではなかった。

イ 本件施設が子供の運動のために使用される場合には、子供特有の高い声は聞こ

る時間帯であっても、プレイヤーが走つてバスを回している場合には、本件施設から発生する騒音はそれほど大きなものではない。

く、前記ビデオ撮影の行われた、本件施設に隣接する原告らの自宅の屋外においても、通常の会話に支障を及ぼすほどのものではなかつた。

また、本件施設がフットサルのために使用されている場合の騒音の大きさは、プレイヤーがグループやプレイエリアによつても大きく異なり、掛け声等をあまり發しないグループがプレイしている場合や、原告らの自宅から離れた側でプレイしているときには、本件施設から発生する騒音はそれほど大きなものではなく（例えば、原告ら代理人がビデオ撮影を行つた日のうち、平成二二年一月二七日にプレイしていたグループは、プレイヤーの掛け声等が比較的大きいが、同年四月一日及び同月一七日にプレイしていたグループは、掛け声等が小さく、ほとんど聞こえない。前記ビデオ撮影の行われた、本件施設に隣接する原告の健康診断において白血球の異常を指摘されたことを契機に、病院を受診するようになつた。同病院の医師は、原告戊田の症状等について、重度の不眠症であり、ストレス性白血球增多も伴つてゐる旨診断しているが、原告戊田は、平成一八年六月以後

えるものの、シューズが床に擦れるキュッという音、ボールを蹴る音はあまり目立たない。

ウ 前記「新版 騒音と騒音防止（第二版）」と題する文献では、多く騒音とみなされる音の具体例について、「音色の不快な音 これも多分に比較的なものであり、主觀的なものであるが、ある音はその音色 자체がきわめて不愉快であつて聞くに耐えない。のこぎりの目立などが代表的な例である。一般的には可聴音のうちで高い音の成分が不快であり、連續する純音性のものが不快である。また衝撃的な音が不快であり、予期できるものより突発性のものが不快である。」との記事がある。

(3) 原告らの被害の程度等について
ア 原告花子は、平成一八年六月一三日及び平成一九年三月二二日において、病院で不安障害との診断を受けた。

イ 原告戊田は、平成一五年九月に勤務先の健康診断において白血球の異常を指摘されたことを契機に、病院を受診するようになった。同病院の医師は、原告戊田の症状等について、重度の不眠症であり、ストレス性白血球增多も伴つてゐる旨診断しているが、原告戊田は、平成一八年六月以後

は病院を受診していない。また、原告戊田は、本件施設が建てられる以前から現在に至るまで、一〇年以上にわたって、継続的に夜勤を行つており、その勤務時間は一二時間と定められていたものの、一ヶ月に一〇〇時間以上の残業をすることも多く、勤務時間も不規則であった。

(4) 本件訴え提起に至る経緯等について

ア 原告花子、原告戊田らは、平成一六年ころから本件訴え提起に至るまで、本件騒音について、町役場や警察署への相談、自治会役員等を交えた被告との話し合い等を行つたが、結局、話し合いはまとまらないかった。この間の平成一七年一二月には、原告甲野、原告花子らが、自治会長に対し、二〇〇名以上の署名（以下「本件署名」という。）を添えて、本件施設により発生する騒音等の問題を解決するために本件施設の移転・撤去を要請する旨の嘆願書を提出した。もっとも、原告甲野らが本件署名を集めるために作成した署名用紙には、被告

るわけではなかつた。また、本件署名をした者の中には、本件施設から遠い場所に居住しており、およそ本件騒音の被害を受けることが考えられない者が多数含まれている一方、本件施設のすぐ近くに住んでいるのに署名をしていない者もあり（例えば、本件施設の南側に道路をはさんで隣接している《住所略》、本件施設の北側に道路をはさんで隣接している同《番地略》の住民は、ほとんど署名していない。）、署名を拒否する者もいた。

イ 原告らは、平成一八年一一月一七日、本庄簡易裁判所に対し、被告を相手方として本件調停を申し立てたが、同調停は、平成一九年五月三〇日に不調に終わり、原告らは、同年八月七日、本件訴えを提起した。

(5) 本件騒音の低減のために被告が行つた措置等について

ア 本件訴え提起前の措置等について

(ア) 被告は、平成一六年六月ないし同年七月ころ、約五五〇万円の費用を支出して、本件旧施設の周囲に塩化ビニール製の透明な波板状の壁を取り付けた。また、被告は、同年七月ころ、約一五〇万円の費用を支出して、本件施設の壁の内側に、ボルトが直接壁に当たらないようにするために

た者の中には、本件施設から遠い場所に居住しており、およそ本件騒音の被害を受けすることが考えられない者が多数含まれている一方、本件施設のすぐ近くに住んでいるのに署名をしていない者もあり（例えば、本件施設の南側に道路をはさんで隣接している《住所略》、本件施設の北側に道路をはさんで隣接している同《番地略》の住民は、ほとんど署名していない。）、署名を拒否する者もいた。

イ 原告らは、平成一八年一一月一七日、本庄簡易裁判所に対し、被告を相手方として本件調停を申し立てたが、同調停は、平成一九年五月三〇日に不調に終わり、原告らは、同年八月七日、本件訴えを提起した。

(5) 本件騒音の低減のために被告が行つた措置等について

ア 本件訴え提起後の措置等について

(ア) 被告は、平成二〇年二月、本件施設に採光防音シートを張る工事の見積りを取つたが（見積額は六二一八万二五七〇円）、原告らとの間で費用負担等の点で折り合いがつかなかつたことなどが原因で、同工事の実施には至らなかつた。

(イ) 原告らは、平成二〇年六月ころ、環境総合研究所から紹介を受けた騒音対策の専門業者に騒音対策のコンサルティングを依頼した場合、当面約七〇万円の費用がかかるが、同費用を原告らが負担することは困難であるとして、被告に対し、被告において同業者との協議を進めて欲しい旨の

ネットを張つた。さらに、被告は、平成一九年ころ、約七〇万円の費用を支出して、本件施設の壁と床の間や柱にスポンジを張つた。

(イ) また、被告は、平成一八年三月、

本件施設に遮音シート、グラスウール（吸音断熱材）等を張る工事の見積りを取つた（見積額は一四二一万七二一〇円）。被告は、見積額が多額であったことから、その半額をa町に負担して欲しい旨希望したが、認められなかつたため、結局、同工事を行うには至らなかつた。

(ア) 被告は、平成二〇年二月、本件施設に採光防音シートを張る工事の見積りを取つたが（見積額は六二一八万二五七〇円）、原告らとの間で費用負担等の点で折り合いがつかなかつたことなどが原因で、同工事の実施には至らなかつた。

(イ) 原告らは、平成二〇年六月ころ、環境総合研究所から紹介を受けた騒音対策の専門業者に騒音対策のコンサルティングを依頼した場合、当面約七〇万円の費用がかかるが、同費用を原告らが負担することは困難であるとして、被告に対し、被告において同業者との協議を進めて欲しい旨の

希望を伝えたが、被告はこれに応じなかつた。

(ウ) 被告は、平成二〇年一〇月ころ、原告らの自宅の窓サッシガラスをペアガラスに交換する工事の見積りを取つたが（見積額は一八八万円）、原告らとの間で費用負担等の点で折り合いがつかなかつたことなどが原因で、同工事の実施には至らなかつた。

(エ) 原告らは、平成二〇年一二月ころ、本件施設の内側に遮音用シートを張り、吸音材を充填するなどの防音工事の見積りを取つたが（見積額は四七一万八七〇〇円）、被告との間で費用負担等の点で折り合いがつかなかつたことなどが原因で、同工事の実施には至らなかつた。

(オ) 被告は、本件訴え提起後、本件施設の使用終了時刻を一〇分繰り上げて午後九時五〇分までとしたほか、平成二〇年ころには、本件施設の内外数か所に「大声を出さないで下さい。」などと記載した看板を設置した。

ウ 本件施設の使用状況の変化等について

(ア) 平成一九年一月二一日から同年六月二日まで

平日は、日中については、毎日、体育の授業及びサッカー大会等で子供が本件施設を使用していたほか、夜間についても、週三日程度、大人が本件施設を使用していた。

また、土曜日は、夜間については、毎週、積額は一日は正午前後に約一時間使用され、もう一日は正午前後の間に最長で五時間程度使用されており、日曜日については、一日は正午前後に約一時間と、午後三時ころから午後一〇時の行事のために使用されるなどしていた。

日曜日については、同年四月中旬ころまでは、毎週、日中の時間帯を中心に本件施設が使用されていたが、同月中旬ころ以降は、

日中に、本件学校の行事等のために使用されたことが二日間あつたものの、それ以外の使用はなかつた。

(イ) 平成二〇年五月二三日から同月二九日まで

平日は、日中については、毎日、主として子供が本件施設を使用しており、夜間については、五日間のうち二日間において、

大人が使用していた。土曜日、日曜日については、いずれも日中に、大人が本件施設を使用していたが、夜間の使用はなかつた。

(ウ) 平成二一年一〇月五日から同月二一日まで

平日は、日中については、毎日、正午前後に約一時間使用されており、夜間について

ては、毎日、午後八時ころから午後一〇時ころまでの約二時間使用されていた。土曜日については、昼ころから午後一〇時ころまでの間に最長で五時間程度使用されており、日曜日については、一日は正午前後に約一時間使用され、もう一日は正午前後の間に最長で五時間程度使用されており、日曜日については、一日は正午前後に約一時間と、午後三時ころから午後一〇時ころまで使用されていた。

(エ) 被告は、本件訴え提起後、大きな大会の開催を取りやめた。

(6) 原告ら以外の本件施設の周辺住民の反応について

原告ら以外の本件施設の周辺住民は、被告に対し、本件騒音に関する苦情を述べていない。

(7) 土地利用の先後関係について

原告らは、いずれも本件旧施設が建てられる以前から現住所地の自宅に居住していた。

(8) 本件学校開設の経緯及び本件施設の公益性ないし社会的価値について

被告は、ブラジルで日本人の両親の間に生まれ、大学卒業後、体育の教師をしていましたが、同じく教師をしていた妻と婚姻し、平成元年ころ来日した。来日後、被告は、人材派遣会社を設立するなどして、多くの

日系ブラジル人に雇用の場を提供したが、こうした事業を行つてゐるうちに、劣悪な環境、劣悪な雇用条件で苦しい生活を送つてゐる日系ブラジル人に対し、援助の手を差し伸べたいと考えるようになつた。とりわけ、言葉の問題や日本人の日系ブラジル人に対する差別意識等から、学校にも行かず、日系ブラジル人だけでグループを作り、社会にとけ込めない現実に危惧の念を抱いた。こうした問題を様々な観点から検討した結果、被告は、日系ブラジル人の雇用問題に対する対策だけでは、日系ブラジル人の地位向上や日本社会との融和は実現できず、子供の生活の安定、日本語の語学教育や日本の生活習慣の教育等が必須であるとの結論に達し、生徒（幼稚園から高等学校までの年齢に相当する子供）を対象とする学校を開設することとし、その後その一環として本件施設を建てた。被告は、生徒の保護者から徴収する授業料で、本件学校を運営している。現在、約六〇名の生徒が本件学校に通つているが、最も多いときには、当県のみならず、他県の生徒を含め約二〇〇名の日系ブラジル人の生徒が在籍していた。

本件施設は、本件学校の生徒の体育の授

業やサッカー大会等の行事に使用されてい
るほか、フットサル場として一般に貸し出
されており、被告は、本件施設をフットサ
ル場として貸し出す場合には、使用料を徴
収している。被告は、本件施設を地域の祭
で使用することを提案したこともあり、本
件施設を日本代表のフットサルチームが使
用したこともある。

二 爭点一（本件騒音が受忍限度内のも のであるかどうか）について

（1）以上の認定事実に基づき、本件騒
音の程度、種類・性質、原告らの被害の内
容・程度、本件の経緯、本件騒音低減のた
めに被告が行つてきた措置等、土地利用の

先後関係、原告ら以外の近隣住民の反応、
本件施設の公益性ないし社会的価値等の觀
点から、本件騒音が受忍限度内のものであ
るかどうかを検討する。

この点につき、原告らは、騒音が激しい
時間帯における騒音レベル（平成一八年八
月八日午後二時から午後三時までの一時間
の等価騒音レベル）が六三・二デシベルに
達していたことや、一時間ごとの九〇パー
セントレンジ上端値が規制基準を超過して
いた点を問題視する。しかしながら、前記
一（1）ア（ア）において認定したとおり、
本件騒音の騒音レベルは、本件施設の使用
時においても、一時間の等価騒音レベルで
五五デシベル前後にとどまつた時間帯もあ
るから、本件騒音が環境基準を超過したか
らといって、直ちに受忍限度を超えるとい
うことはできない。また、前記前提事実の
とおり、規制基準は、都道府県知事が騒音
について規制する地域として指定した区域
に限つて適用されるものであり、規制基準
を遵守しなかつた者に対しては行政指導や
罰則まで規定されていることに照らすと、
その適用範囲を安易に拡張すべきではない
から、本件施設のように規制基準の適用を
受けない施設から発生する騒音が規制基準
を超過したからといって、直ちに受忍限度
を超えるということはできない。

（2）まず、本件騒音の程度についてみ
ると、騒音レベルは、前記一（1）ア（ア）
において認定したとおり、本件施設と隣接
した敷地上にある原告甲野の自宅との敷地
境界線上で五七ないし五八デシベルであ
り、環境基準及び規制基準を上回つてゐる。
しかししながら、前記前提事実のとおり、環
境基準はあくまで「維持されることが望ま

四時までは五五・九デシベル、平成一九年八月三日午後八時から午後九時までは五四・五デシベル）、また、前記前提事実のとおり、環境基準においては、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによつて評価することが原則とされているのであるから、一時間の等価騒音レベルの大値を殊更取り上げ、これを環境基準と比較することは、必ずしも適切とはいえない。また、前記のとおり、本件施設は規制基準の適用を受けないのであるから、一時間ごとの九〇パーセントレンジ上端値が規制基準を超過していたことを格別問題視することも相当でない。

さらに、原告らは、東京都の条例が環境基準よりも厳しい騒音の基準値を定めていたことに依拠して、環境基準を超過する騒音は受忍限度を超えるものと解すべきである旨主張する。しかしながら、前記のとおり、環境基準はあくまで政策目標にとどまる上、騒音に関する公法上の規制は地域性を考慮して定められているものであるから、騒音が問題となつてゐる施設の所在する地域と異なる地域において環境基準より厳しい公法上の規制が設けられてゐるからといって、環境基準を超過する騒音が受忍

限度を超えるものと解することは不合理である。

しかも、本件施設から発生する騒音は、環境基準と比較しても、わずか二ないし三デシベル超過しているにとどまるところ、前記一（1）イ（オ）において認定したところほど実感できないかもしない旨の指摘がある。また、五七ないし五八デシベルという本件騒音の騒音レベルについては、前記一（1）イ（イ）ないし（エ）において認定したとおり、普通会話と同程度で、好みしい騒音レベルの範囲内である旨の指摘もある。これらの点に照らすと、本件騒音は、少なくとも、一般的に日常生活に重大な影響を及ぼすほどのものとはいえない。

さらに、前記一（1）ア（イ）、イ（ア）、ウにおいて認定したとおり、本件施設に隣接する被告及び甲田の自宅では、防音効果が期待できないとされるペアガラスしか使正在時）は、本件施設の使用時においても、一般地域の騒音影響に関する屋内指針値である四五デシベルを下回つている。そして、別紙位置関係図のとおり、

本件施設との位置関係において被告及び甲田の自宅とほぼ同条件にある原告松夫及び原告花子、原告甲野並びに原告丁原の各自においても、室内での騒音レベルは同程度と推認でき、本件施設からより離れている原告戊田及び原告丙川の自宅であればさらに騒音レベルは低いものと推認できる。

（3）次に、本件騒音の種類・性質についてみると、前記一（2）ア、イにおいて認定したとおり、本件施設がフットサルのために使用される際に発生する騒音のうちに特に音量が大きいのは、強く蹴ったボールが壁や柱に当たる音、ゴールの時などに聞こえる歓声、拍手であり、突發的、瞬間的に大きな音がするが、それ以外の時間帶において本件騒音から発生する騒音はそれほど大きなものではなく、また、子供が使用者に発生する場合に発生する騒音のうち問題となるのは、子供特有の高い声くらいである。そして、これらの騒音は、原告らの自宅の屋外においても、通常の会話に支障を及ぼすほどのものではない。また、これらの音は、自動車や工場機械からの音と異なり、これを騒音と感じるか否かは主観的因素も大きいと考えられる。

この点につき、原告らは、前記一（2）

ウの文献に依拠して、本件騒音の種類は、一般的に人が不快に感じるとされる高い音、衝撃的な音、突発的に発生する音に当たる旨主張する。しかしながら、本件騒音がこれらの音に当たるとしても、同文献においても、音の感じ方は多分に比較的なものであり、主観的なものであるとされており、本件騒音が、誰もが不快に感じるような種類・性質のものであるとまではいえな

よつても、前記のような症状は、平成二二年一月に実施された本人尋問の一年くらい前から解消されており、同尋問時には通院していなかつたというのであるから、その程度は比較的軽いものであつたと推認で

的軽いものであつたと推認できる。

さらに、その余の原告らも、本件騒音によつて精神的苦痛を受けてゐる旨主張し、自ら又は家族が本人尋問又は証人尋問においてこれに沿う供述をするとともに、同旨の記載のある陳述書を提出する。しかしながら、前記一(4)ア、(6)において認定したとおり、本件施設の周辺住民のうち、被告に對して苦情を述べているのは原告らだけであり、本件署名にさえ参加していない者も多いことなどに照らすと、原告らが、本件騒音によつて、日常生活に大きな影響を受けるほどの精神的苦痛を受けていたとは、直ちに認め難い。

しかも、前記一（5）ウにおいて認定したとおり、本件施設の使用頻度は、本件施設が建てられた当時と比較すると減少しており、原告らが特に問題視していた大会も開催されなくなっているから、本件騒音は低減していると考えられる（この点については、原告ら及びその家族も、その尋問及び陳述書において認める旨の供述をしている。）。

(5) 次に、本件の経緯及び本件騒音低減のために被告が行つてきた措置等についてみると、前記一(5)ア、イにおいて認

また、原告戊田は、長期間にわたって、ほぼ夜勤専門で日常的に長時間の残業を行つていた上、原告戊田の自宅は本件施設に隣接しているわけではない。これらの点に照らすと、診断書や原告戊田の供述によつて直ちに、本件騒音によつて原告戊田が白眼球異常や重度の不眠症を発症したと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠もない。しかも、前記一（3）イにおいて認定したとおり、原告戊田は平成一八年六月以降は通院していないといふのであるから、前記各症状の程度は比較

(5) 次に、本件の経緯及び本件騒音低減のために被告が行つてきた措置等についてみると、前記一(5)ア、イにおいて認

定したとおり、被告は、本件施設について、

る

本件訴え提起までの間に、数百万円の費用を支出して、壁の取付け、壁の内側へのネット張り、壁と床の間や柱へのスponジ張りなどの防音対策をとつてきた。また、同において認定したとおり、被告は、本件訴訟においても、結果的に費用負担等の点で折り合いがつかず実現しなかつたもの

の、相応の負担をして防音シート等を設置する旨の提案をしたほか、収入の減少につながり大きな痛手であるにもかかわらず、大きな大会の開催を取りやめた。さらに、

なお、原告らは、本件訴訟前に、被告に
対し、警察や行政を通じて本件騒音の改善
を促したにもかかわらず、被告は全く改善
しようとしなかつた旨主張するが、前記の
とおり、被告は、本件訴訟前においても騒
音低減のための一定の防音工事を行つてい
たものであるから、同主張は失当である。
また、原告らは、本件調停が不調に終わつ
た点について、被告の態度が不誠実であつ
たためである旨主張するが、これを認める
に足りる的確な証拠はない。

(6) さらに、土地利用の先後関係についてみると、前記一(7)において認定したとおり、原告らは、いずれも本件施設が建てられる以前から現住居地に居住しており、いわゆる先住性が認められるものの、これによつて直ちに本件騒音が受忍限度を超えるということはできない。また、本件施設の公益性ないし社会的価値についてみると、同(8)において認定したとおり、被告は、本件施設をフットサル場として一般に貸し出して使用料を徴収する一方で、我が国に住む日系ブラジル人の地位向上や日本社会との融和を実現するためには、日系ブラジル人に対し日本語の語学教育や日

本の生活習慣の教育等が必須であるとの考え方の下に本件学校を開設し、その体育の授業、サッカー大会等の行事に本件施設を使用しており、さらに、地域住民や外部の団体にも広く使用を認めているのであるから、本件施設は、少なくとも、単なる営利目的の施設とはいせず、一定程度の社会的価値の認められる施設であるといえる。

(7) 以上のとおり、本件騒音の騒音レベルは環境基準をわずかに上回っているものの、これによつて直ちに騒音が受忍限度を超えるとはいえないこと、本件騒音は、原告らの自宅外においても日常会話が困難なほどのものではなく、室内では更に低減されていること、本件騒音は、これを騒音と感じるかどうかは主観的因素も大きいと考えられる種類・性質のものであること、原告らが本件騒音により受けたと主張する各症状が本件騒音によつて生じたとは必ずしも認められないこと、本件施設の使用頻度の減少等に伴い、本件騒音が低減したこと、被告が本件訴え提起の前後を通じて、相応の費用を支出して防音工事を行い又は行うことを提案した上、原告らが最も問題視していた大会の開催を取りやめるなど、本件騒音の低減のために努力をしてき

したこと、本件施設の周辺に居住する原告ら以外の住民は被告に対して本件騒音に対する苦情を述べていないこと、本件施設が単なる営利目的の施設ではなく、一定程度の社会的価値が認められることなどを総合的に考慮すると、本件騒音は、本件施設が建てられた当時から現在に至るまでを通じて、受忍限度内のものにとどまるというべきである。

したがつて、争点一に対する原告らの主張は理由がない。

第四 結論

以上に認定、説示したところによれば、その余の争点につき判断するまでもなく、原告らの被告に対する請求はいずれも理由がないから、これらを棄却すべきである。よつて、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官、裁判官2名

4. ブラジル人とのトラブル防止・解決のための事案分析および解説

4. 1 地域社会での人間関係の希薄化

騒音トラブルの発生原因の一つに、地域社会での人間関係が希薄化していることが挙げられるが、当事案は、その典型的な事例であり、象徴的な事案であるとも言える。

被告は、現住所に居住後5年が経つてスポーツ施設の建物を建設しているが、この間、殆ど地域での交流がなかったと思われる。

被告が、日系ブラジル人であつたことから、近隣に溶け込もうとしなかつたのか、周囲が受け入れようとしたのかは分からぬが、地域社会での関係が希薄であつたため、被告は施設建設のとき、近隣住民に対する配慮を全くせず、敷地境界一杯に建物を建てている。事前の説明も殆どなく、10m近い高さの建物を近接して建てるというのは、相手に対する宣戦布告にも等しい行動である。何の考えもなくこのような行動を取つたとは考えにくく、5年の間の生活の中で、今後はもう近隣に対して近しい交流をするこではないと判断しての行動だつたと思われる。

一方、近隣住民側にとつても、交流のない相手のこのような行動は、悪意以外の何者でもないと感じたであろうから、当然、反撃をしなければ收まらない心情にかられ、その対抗手段として騒音問題を取り上げたという面がある。逆にいえば、相手を攻撃できれば、問題は何でもよかつたということである。

このように、外形上は騒音問題であるが、その本質（ニーズ）は別の所にあるということが、騒音トラブルでは大変に多い。その場合、騒音の問題を解決してもまた別の問題が浮上してくることも多く、ニーズを見据えた根本的な解決を図らなければ問題は

終結しない。唯一の解決目標は当事者の関係の改善、信頼関係の構築であり、訴訟のような敵対的解決方法ではないことだけは明らかである。訴訟は、金銭的、労力的、時間的に多大な負担を伴うものであり、当事案でも明らかのように得られるものは双方ともに何もない。

近隣トラブルの発生防止には、地域社会のコミュニケーションが大事であることの象徴的事案であるといえる。

4. 2 判決を分けたもの

事案の全容を眺めると、被告は大変にしたたかで、施設の建設でも訴訟でも原告らをギリギリまであり、その一方で、誠意ある姿勢も見せながら交渉している。それまでの経験に基づいたタフなネゴシエーターという印象である。特に、日系ブラジル人の地位向上や、子ども達を日本とブラジルの架け橋となる人材に育てるなどを謳うなど、社会性を前面に出し、かつ、ブラジル人の子供たちが施設を利用している時のかわいい写真を沢山見せながら、裁判官に訴えてゆく手法など、大変に頭脳的な面がある。

一方、原告らは感情的な印象を与え、単純に被告を非難する物言いを繰り返すだけであるため、裁判官の心象はどうしても悪くなる。騒音トラブル裁判は、物理的な騒音レベルと規制値の関係だけで決定されるものではなく、総合的な受忍限度について判断されることを考えれば、両者の戦術的な巧劣が結果を分けたといわざるをえない。